府高教情報 №.6

2019年6月17日

大阪府立高等学校教職員組合 TELO6-6768-2106 Mail:osakafuko@kind.ocn.ne.jp

学校の教育課程編成権を侵す特定教材の 押しつけはあってはならない

府立高校現場では、アニメ「めぐみ」をめぐって混乱が生じています。

アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」は、政府の拉致問題対策本部が企画・制作した拉致問題についてのドキュメンタリー映像です。これについて、国は、都道府県教委宛に4月18日付で、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長・文部科学省初等中等教育局児童生徒課長の連名による依頼文を発出し、所管の学校に対し「上映の促進等その活用について周知」することを求めています。これを受けて府教委は、6月11日付で府立学校の校長・准校長宛に依頼文を発出、「引き続き今年度も各学校においてはアニメ「めぐみ」を視聴する等活用いただき、生徒等の拉致問題への理解促進について協力願います」としています。同時に、全府立学校を対象に8月30日までに「アンケート」への回答を求めています。

北朝鮮による拉致問題は、解決が求められる重要な問題であり、それを学校教育の場で取り上げることも十分あり得ることです。府立高校では、これまでも社会科の授業などを通じて、この問題を含むさまざまな社会問題についての教育実践が旺盛にとりくまれてきました。

しかし、そうした場合に、どのような教材を用い、いつどのように取り上げるのかは、学校の教育課程編成権に属する問題であり、やる、やらないも含めて学校が判断することです。生徒の年齢・発達段階や学校の状況、教科の指導計画などを無視して、特定の教材の使用を一律に押しつけるなどは、あってはならないことです。

学校の教育課程編成権について府高教は、昨年12月26日に行った教育長交渉で追及をおこない、改めて「教育課程の編成権は学校にあり、扱う事項や教材は学校で決めるもの」であることを確認しています。

学校が行う教育内容への外部からの介入は、教育基本法が禁じる「不当な支配」であり、あってはならないことです。教育課程は、目の前の生徒の状況、学校の状況を踏まえて、専門職である教職員の論議と合意形成の上に、学校が編成するものであることを踏まえた対応が求められます。

第2回分会代表者会議のお知らせ

6月22日(土)9:30-12:00 大阪府教育会館(たかつガーデン)8階 ミニ学習「沖縄の新基地問題」

第3回分会代表者会議の時程が変更になりました。

7月20日(土)9:30-12:00 ※当初は一日開催でしたが、<u>午前開催</u>に変更します。

場所に変更はありません(大阪府教育会館8階)

みんなの力で要求実現! あなたも府高教へ! //